

四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第57号

四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例（平成24年四日市市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(資格)</p> <p>第2条 施設に置く技術管理者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）</u>又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了する場合を含む。次号において同じ。）</u>した後、廃棄物の処理に関する技術上の実務に4年以上従事した経験を有する者</p> <p>(7)から(11)まで (略)</p>	<p>(資格)</p> <p>第2条 施設に置く技術管理者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、廃棄物の処理に関する技術上の実務に4年以上従事した経験を有する者</p> <p>(7)から(11)まで (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(環境部生活環境課)